

# 中小企業関係行催事に関する後援等事務処理要領

(令和5年2月24日)

## 1 趣旨

経済部地域経済局中小企業課（以下「当課」という。）の所掌に係る各種行催事に対する後援等の取扱いについては、別に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

## 2 承認基準

後援を承認することのできる行催事は、当課で所掌する中小企業対策や商業振興など、道行政の推進に寄与すると認められ、かつ、次の各号に該当しない事業とする。

- (1) 政治団体又は宗教団体（政治家又は宗教家が個人で開催する場合を含む）が主催者である事業
- (2) 主催団体等の役職員に犯罪に関わる者がいる等、社会的な批判を受けるおそれがある団体が主催者である事業
- (3) 私的な利益のみを目的としている事業
- (4) 資金計画が十分でない事業
- (5) 事故防止対策、公衆衛生対策等に十分な措置が講じられていない事業
- (6) 公序良俗に反する事業
- (7) 環境への配慮が十分でない事業
- (8) その他、道が後援するのに特段の問題が想定される事業

## 3 後援の申請

後援の申請を行おうとする者は、別紙様式1に必要事項を記載し、当該行催事の内容に応じて次の書類を添えて中小企業課に書面又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）により提出するものとする。

- (1) 企画書、開催要領等
- (2) 収支計画書
- (3) 主催者が民間団体や法人の場合は、活動内容がわかるもの（定款又は寄付行為、役員名簿、パンフレット等）
- (4) 北海道エコイベント指針（平成20年10月6日付け環政第947号）で定める「環境に配慮したイベントを実施するためのチェックシート」（以下「エコチェックシート」という。別添様式）
- (5) その他、当課が必要とする資料

## 4 後援の承認

- (1) 後援を承認した（しない）ときは、主催者に対し、速やかに承認した（しない）旨を書面又は電磁的記録により通知するものとする。
- (2) 行催事の内容に変更（軽微なものは除く。）があった場合は、速やかに報告するよう、予め主催者に通知するものとする。
- (3) 後援の承認を行った後、後援の基準に照らして不適当と判断される事項や虚偽の事実等が明らかになった場合は、当該後援を取り消すことができるものとする。

## 5 結果の報告

行催事が終了したときは、その結果を別紙様式2に記載の上、エコチェックシート等の資料添えて書面又は電磁的記録により速やかに報告させることとする。

## 6 経費の負担

行催事の実施に要する経費については、予算の措置のある場合を除き、道において一切負担しないものとする。

## 7 共催、協賛、知事賞等の取扱い

行催事を主催する団体等から共催、協賛、知事賞等の依頼があった場合には、この要領を準用して処理するものとする。